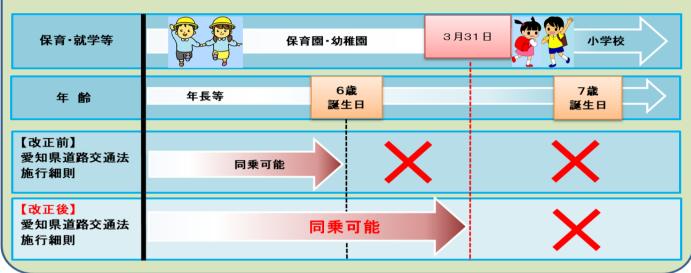
!愛知県警察からのお知らせ!

自転車の幼児用座席に乗れる者の<u>年齢制限を緩和</u>するため愛知県道路交通 法施行細則の一部を改正しました(令和2年11月1日から施行)。

改正後

自転車幼児用座席の年齢制限の上限を

「6歳未満の者」から「小学校就学の始期に達するまで」の者」に改正



注:学校教育法施行規則第59条(学校の始期及び終期)「小学校の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる」と規定されていることから、本改正では「3月31日まで」をいいます。

お子様との乗り方一覧

〈幼児二人同乗用自転車以外の自転車〉











〈幼児二人同乗用自転車〉

幼児二人を同時に同乗できるように特別に設計されたシティ車で、以下のもの

- ①幼児2人が同乗できる座席を備えた自転車
- ②幼児1人が同乗できる座席を備え、オプションの幼児座席1個を取り付けられる構造の自転車 ③幼児が同乗できる座席は備えていないが、オプションの幼児座席2個を取り付けられる構造の自転車







幼児用座席(前)使用



幼児用座席(後)使用

※運転者は16歳以上、幼児用座席は小学校就学の始期に達するまでの者、背負いは4歳未満であることが必要です。

利用者の方へ

- ①自転車に乗るときはお 子様と一緒にヘルメットを 着用しましょう。
- ②幼児用座席には、製品 の安全基準(体重等の使 <u>用目安)</u>がありますので 使用前に確認してくださ い。
- ③安全運転に努めてくだ <u>さい。</u>



